

山梨中央銀行は、大学等の研究機関が有する知的資産とビジネスの現場とを結びつけ、企業経営のイノベーションや事業機会の創出を支援するリエゾン（橋渡し）活動に取り組んでいます。

本レポートでは山梨学院大学の先生方と、その研究内容を紹介していきます。中小企業のみなさまが肌で感じとったビジネスの現場の空気と、気鋭の研究者たちが取り組むアカデミズムの最前線が出遭うこのレポートが、新たなビジネスの「創発(emergence)」の場となることを期待いたします。

<第23回>



### 税制から考える 国と社会のあり方

太郎良 留美 先生

(現代ビジネス学部 准教授)

#### <<要点>>

- ・ 「租税法」が専門分野で、特に日本とアメリカの税制の比較研究を行っている。
- ・ 国際比較をすることで、日本の税制の優れている点、問題点が見えてくる。
- ・ 税制について考えることは、国や社会のあり方について考えることであり、現在の安心して暮らせる社会を維持するためには、ひとりひとりが「税制」について理解を深めることが重要。
- ・ 現在は、学生とともに税制について考える「租税教育」に力を入れている。
- ・ 税制は企業経営にとって重要なファクター。税制への理解を深めるため、企業さま向けのセミナーの開催など、協力できることはあると思うので、ご相談ください。

#### ■どのような研究をされていますか？

研究分野は租税法です。主に、日本とアメリカの税制の比較研究を行っています。個別法では、所得税、法人税、消費税を研究のテーマとしています。税金は、会計と法律の両面からアプローチしていく必要があります。私は税理士ですが、一般的に税理士は会計には詳しくても、法律面でのアプローチが弱いことが多いと思います。そのため、税金を法律面からも詳しく研究したいと思い、この分野に進みました。

■「日本とアメリカの税制の比較研究」について具体的にお聞かせください。

他国の税制との比較を行うことで、日本の税制の優れている点、問題点などを探ることができます。例えば、アメリカにおける中小企業に対する税制は、日本とは異なっています。日本では中小企業も法人税の対象となりますが、アメリカでは法人格を持っている中小企業であっても、法人としての課税を受けずに、所得税としての課税を選択できます。この制度を日本に取り入れた場合どうなるのか、というような比較研究をしています。

日本では、法人格は持っていて経営実態は個人事業と変わらない企業が多数存在します。大企業と中小・零細企業が法人税というひとつの体系で統一されていて良いのかという点は、検討の余地があると考えています。

■法人税を含め、日本の税制はどうあるべきだとお考えでしょうか。

税制について考えるということは、どのような国にしていきたいか、私たちの望む国や社会のあり方について考えることだと思います。なぜなら、消費税や所得税、法人税は私たちの生活と密接に関わっているからです。安全で衛生的な社会は税金で成り立っており、その社会を維持するためには税金を納めないといけないということを、ひとりひとりが意識し、税制への理解を深めることが重要です。

今、大学では、税制を身近に捉え興味を抱けるよう、「租税教育プログラム」を行っています。税金とは何か、税制がどうあるべきかを学生と一緒に考えていくプログラムです。日本では今まで租税教育は疎かになっていましたが、税金の知識の習得はもちろん、納税の大切さを理解すること、そのうえで日本のあり方を考えていくことは重要だと思います。

このように現在は教育に力を入れているのですが、それと同時に引き続き米国との比較研究を進めていくことで、日本にとって国民が安心して暮らせる税制とはどのようなものかを探っていきたいと思います。

■企業に対し、何か提案できることはありますか。

税制は企業経営にとって重要なファクターです。税制は毎年改正がありますので、経営者のみなさまも常に勉強していかなければなりません。「税金」「税制」という言葉は堅苦しい印象があると思いますが、企業経営上、避けては通れません。税制への理解を深めるための企業さま向けのセミナーの開催など、ご協力できることがあると思いますので、ご要望がありましたら、ご相談ください。

また、税制についてわからないことや困ったことが生じた場合、基本的には税理士に相談すれば解決しますが、税法に当てはまらないグレーゾーンの事案などは、税理士でも判断基準に迷うことがあります。その場合、判断の手掛かりとなるものが判例研究や法解釈です。法的な側面から税制を研究していることで、手助けできることもあると思います。私からは税法の解釈や理論的な見地からのアドバイスが可能と考えますので、お困りの事案がございましたら、ご相談ください。

本リポートに関するお問い合わせがございましたら、

**山梨中央銀行 営業統括部 公務・地方創生室**

TEL: 055-224-1091 まで、お気軽にご連絡・ご相談ください。